

池田市社会教育委員の手引き

池田市教育委員会

はじめに

近年、社会が急速に変化し続ける中で発生する様々な諸課題に対し、それらを解決するための一つのツールとして、社会教育はその存在意義をあらためて問われていると言えます。

そこで、日々、地域課題の解決のために活動されている社会教育委員の皆様のご参考となるよう、社会教育に関する基本的事項や、社会教育委員の役割などについてまとめた「池田市社会教育委員の手引き」を作成しました。

本冊子が、社会教育委員のみならず、教育委員会事務局担当者や社会教育関係者にとって、社会教育振興の一助となれば幸いです。

令和5年3月

池田市教育委員会

目 次

I 本編

- 1. 社会教育についての基本的理解 p.4
- 2. 社会教育行政について p.7
- 3. 社会教育委員について p.9

II 資料編

- 池田市の社会教育施設 p.11
- 池田市社会教育委員会議の開催状況 p.12
- 池田市社会教育委員に関係する組織 p.13

III 関連法規

- 教育基本法 p.14
- 社会教育法 p.17
- 池田市社会教育委員条例 p.28

IV 参考文献 p.29

1. 社会教育についての基本的理解

(1) 社会教育とは

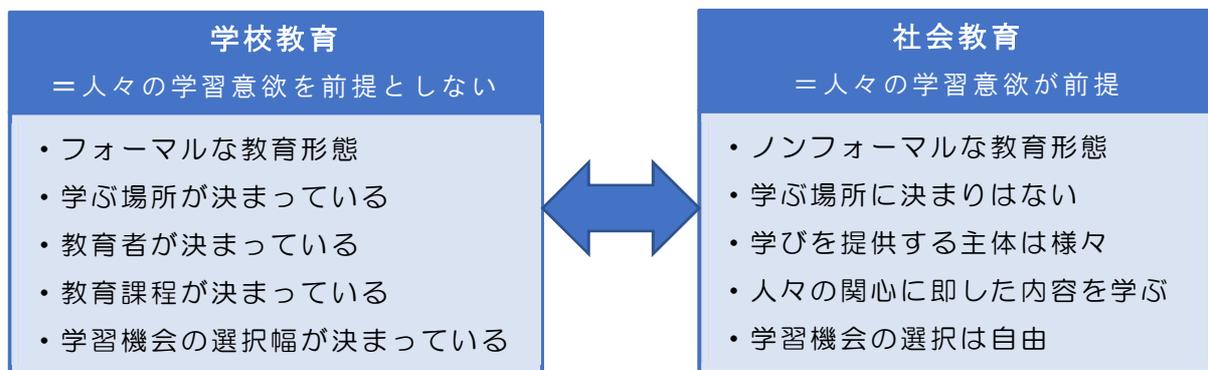
社会教育については、社会教育法第2条で次のように規定されています。

【社会教育法】

第2条 「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

また、1971（昭和46）年4月の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の中で、「社会教育は、国民生活の多様な機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するもの」とされているように、社会教育を行う主体や場所、学習内容が多岐にわたるという特徴があります。

一方で、教える者と学ぶ者という視点で考えると、特に社会教育は学校教育以上に学習者に学習の意思がなければ成立しないという点で、人々の自発性や学習意欲が前提となっています。つまり、社会教育とは、「社会で広く行われている、人々の自発的な学習活動を教育的に支援しようとする働きかけのうち、学校教育以外で組織的に行われる営み」ということとなります。



上記のように、社会教育と学校教育には様々な違いがありますが、両者は切り離されたものではなく、互いに連携して活動を行っていく必要があります。

◎ 「組織的な活動」の意味

ここでいう「組織的な活動」とは、活動が計画的で、ある程度の規模と構成をもって展開する営み（例えば、公民館等の社会教育施設における講座や、社会教育関係団体の活動）を指すとされています。また、通信教育や図書館・博物館などを利用した個人的・個別的な学びも、そのような教育・学習サービスを供給する側（＝教育者）の立場から見て、「組織的な活動」に含まれると解されています。

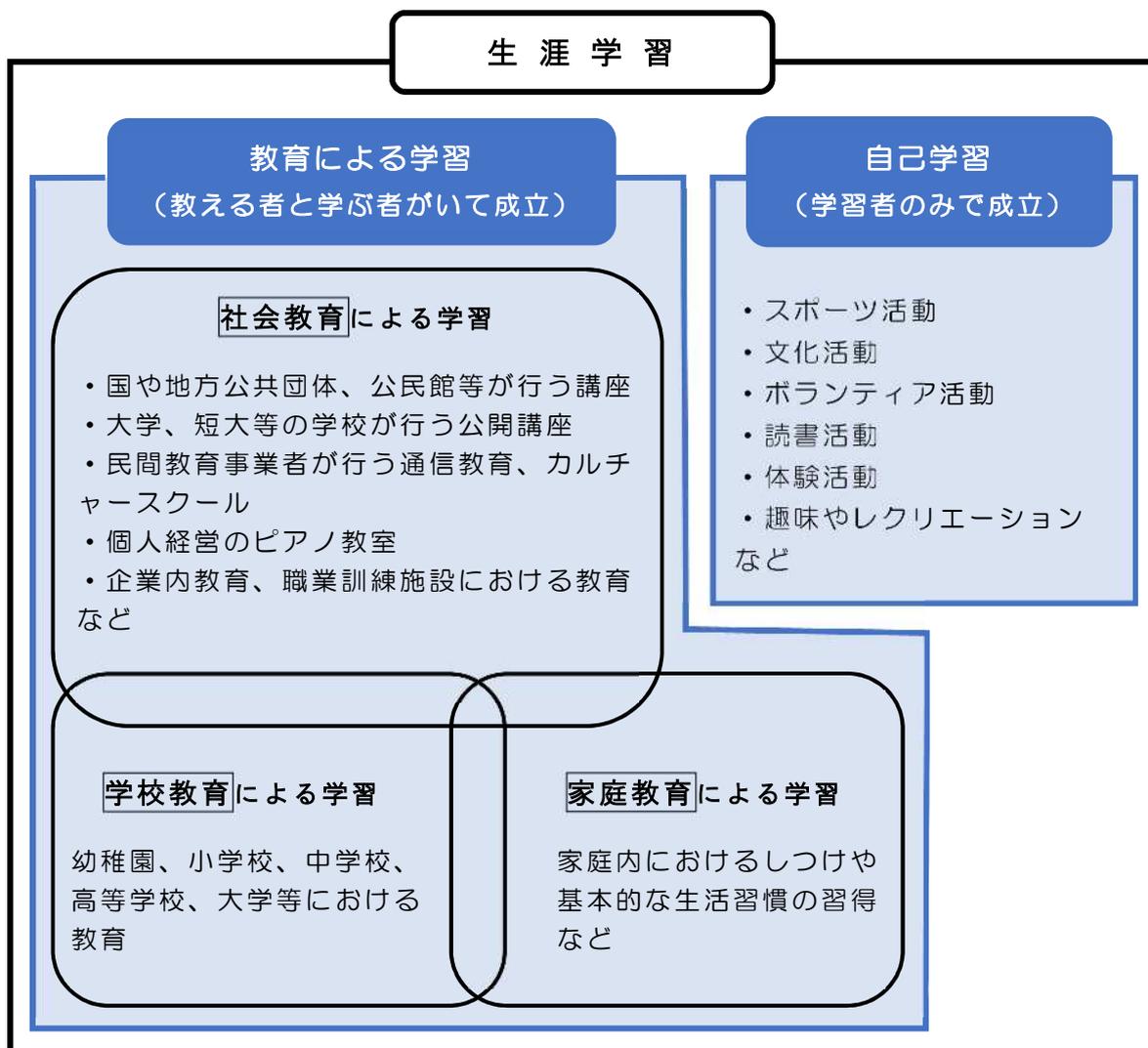
(2) 社会教育と生涯学習との関係

「生涯学習」は、社会教育、学校教育のほか、組織的に行われない個人的な学習や家庭教育なども含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。

1990（平成2）年1月の中央教育審議会答申「生涯学習の基盤整備について」では、生涯学習の特徴を表すものとして次の3点が挙げられています。

- ① 生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもの
- ② 必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うもの
- ③ 学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動などの中でも行われるもの

以上を踏まえた上で、社会教育と生涯学習との関係を整理すると、次の図のようになります。



また、2006（平成 18）年に教育基本法が改正され、新たに同法第 3 条において「生涯学習の理念」が規定されました。

【教育基本法】

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

そして、人々の自発的な学習活動を支援する方法の一つとして社会教育があり、私たちが生涯にわたって学び続け、学んだ成果を適切に生かすことのできる「生涯学習社会」の実現において、社会教育は非常に大きな位置を占めていると言えます。

（3）生涯教育の理念

「社会教育」「生涯学習」と似た用語に「生涯教育」があります。生涯教育（lifelong education）とは、「生まれてから死ぬまで生涯にわたって、社会生活のあらゆる場所で教育の機会が提供されるべきである」という考え方であり、1965（昭和 40）年にユネスコ（国連教育科学文化機関）において提唱され、その後の日本の教育政策にも取り入れられました。

1981（昭和 56）年 6 月の中央教育審議会答申「生涯教育について」では、生涯学習と生涯教育を次のように定義し、その違いを明確に示しています。

生涯学習・・・自己の充実・啓発や生活の向上のため、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習であり、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもの

生涯教育・・・各人の生涯にわたる学習を支援するために、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとする考え方であり、教育制度全体を貫く基本的な理念

しかし、1980 年代以降、国の教育政策の力点が、人々の学習への自発性をより強調する「生涯学習」へと移ったことで、「生涯教育」に代わって「生涯学習」の語が広く使われるようになっていきました。

さらに、1988（昭和 63）年には文部省の社会教育局が生涯学習局へと組織変更され、それに続いて、各地の自治体で社会教育関係部署の改称（社会教育課・係から生涯学習課・係へ）が行われました。その結果、「社会教育」と「生涯学習」がしばしば混同されるといった事態が生まれ、その状況は現在も続いています。

2. 社会教育行政について

(1) 社会教育行政の役割

法律では、国及び地方公共団体の役割について、次のように書かれています。

【教育基本法】

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

【社会教育法】

第3条 国及び地方公共団体は、(中略)すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

これら「奨励」「振興」「環境を醸成」といった言葉からも分かるとおり、社会教育行政の主たる目的は、個人ひいては社会全体が豊かになるよう、あらゆる方法で国民の学習意欲を喚起し、自主的・自発的に学習活動に取り組むための条件整備を行うことにあると言えます。そして、都道府県や市区町村においては教育委員会が、国においては文部科学省がその担い手となっています。

一方で、地方公共団体においては、教育委員会以外にも首長部局の様々な部署で生涯学習の振興に関わる事業が展開されています。社会教育行政は、これら首長部局等の施策とも連携・協働しつつ、あくまで「教育」の視点から、学びを通じた人材育成や地域課題の解決につなげていくことが求められています。

(2) 市区町村・都道府県・国の役割分担

市区町村の役割

住民の学習要求や社会の要請を的確に把握し、地域の実情に応じて、住民の自発的な学習活動を直接的に支援すること。具体的には、社会教育施設の設置・運営、各種学級・講座等の開催、民間団体の自主的な活動を促進する上での助言・指導など。

都道府県の役割

域内の市区町村の社会教育行政が効果的に展開できるよう、広域的・間接的な支援を行うこと。具体的には、社会教育に関する調査を実施し、その結果を市町村に還元することや、指導者養成のための研修の実施、学習プログラムの開発やモデル

事業の実施など。

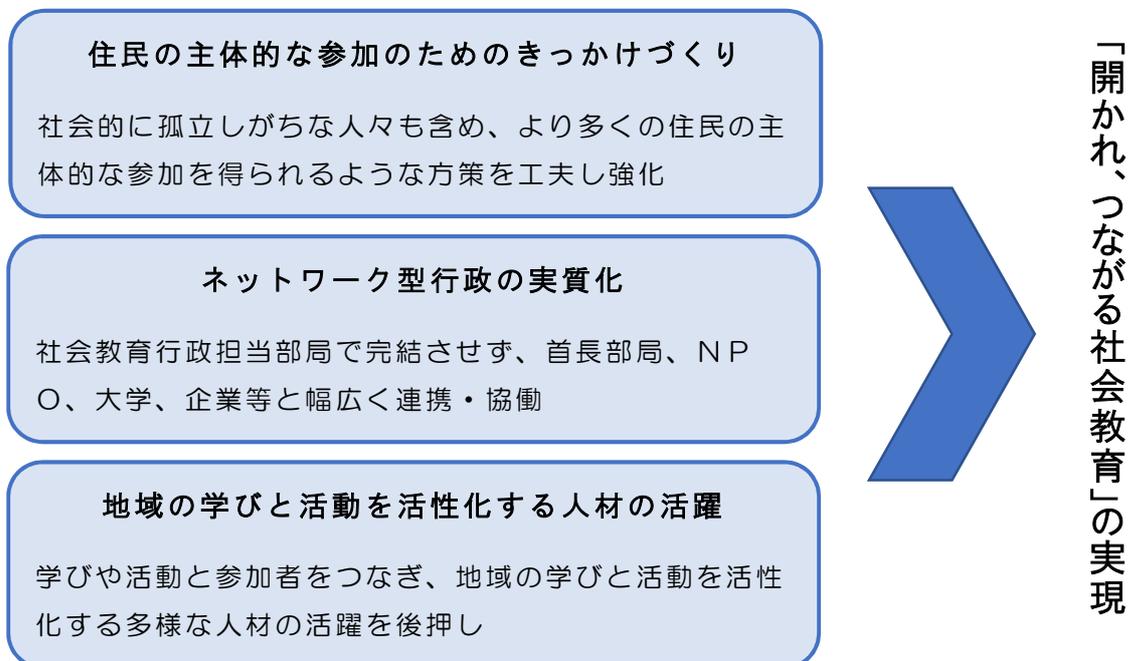
国の役割

全国的な観点から社会教育の全国的水準の向上を図ること。具体的には、社会教育の振興に必要な調査企画の実施、専門的職員の養成、地方公共団体に対する財政支援や情報提供、全国的規模の民間団体の社会教育活動に対する援助など。

(3) これからの社会教育行政

近年、人口減少や少子高齢化の進展、人生 100 年時代の到来、超スマート社会（Society5.0）や SDGs 実現の提唱、さらには新型コロナウイルス感染症の影響など、社会の急激な変化に伴って多様化し複雑化する課題への対応が求められる中、誰もが生涯にわたって必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる「生涯学習社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

国においても、社会教育を個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものとして捉え、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」を掲げています。そして、今後の社会教育の目指すべき方向性として以下の3つの方針が示されています。



出典：「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」（中央教育審議会答申、平成30年12月）

3. 社会教育委員について

(1) 社会教育委員とは

社会教育委員は、教育委員会が条例に基づいて委嘱する非常勤の地方公務員です。設置は任意ですが、全国の市区町村で97%近い設置率となっています。

社会教育委員の職務については、法律で次のように定められています。

【社会教育法】第17条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

また、社会教育委員は独任制であり、一人ひとりが独立した立場で、調査研究を行ったり、教育委員会の会議に出席して意見を述べたりすることができます。

◎ 社会教育委員に期待される役割

社会教育委員は、行政と民間の間であって、社会教育に関する住民の意向を、行政や施設の運営に反映させるためのパイプ役を担っています。

こうした役割を果たすために、社会教育委員は、ただ会議に出席して意見を述べるだけでなく、自ら地域の課題や学習ニーズを把握したり、地域を活性化するために取り組んだりする、いわゆる「行動する社会教育委員」となることが、近年の社会教育委員のあるべき姿として期待されています。

(2) 社会教育委員の職務

① 社会教育に関する諸計画の立案

「社会教育に関する諸計画」とは、社会教育計画をはじめとする、社会教育の目的を達成するための目標設定や政策手段の体系をまとめた各種計画のことを指します。具体的には、学校教育も含めた市の教育政策全体に関わる教育振興計画や、首長部局の生涯学習支援も含めた生涯学習推進計画などが挙げられます。

社会教育委員には、計画の立案段階から積極的に関与することが期待されるとともに、教育委員会としても、計画の検討委員に社会教育委員を加えるなどの措置を講じることで、住民の意向や地域の課題を計画に反映させることが求められます。

② 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育に関することで意見を聴きたいものについては、社会教育委員の会議に対して教育委員会が「諮問」を行います。これに対して、社会教育委員は会議を開いて委員の意見を集約した上で、「答申」という形で教育委員会に対して意見を述べます。

また、急激に変化する社会の中で、多様な住民の意向を行政に反映させ、現実化する地域課題を解決していくためには、諮問の有無にかかわらず、教育委員会に対して社会教育に関する建議や提言を自発的に行っていくことが望ましいとされています。

③ 上記①・②の職務に必要な調査・研究

社会教育委員として、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に対する答申を行うにあたっては、各委員が調査・研究活動を行うことで、自らの教養と見識を深めることが不可欠です。具体的には、施設の視察や職員へのヒアリング、住民に対するアンケートや意識調査等により、地域の課題や社会教育の実態、住民の学習関心の傾向等を把握することが有意義であるといえます。こうした研究調査によって得られたデータを基に、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見としてまとめていくことで、実態を踏まえたより具体的な提案につながります。

また、教育委員会としても、社会教育委員と意思疎通を図りながら、調査・研究活動に必要な予算の確保に努めることが求められます。

◎ 社会教育委員の心得

1. 地域の実情に詳しくなりましょう。
2. 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。
3. 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加してみましょう。
4. 様々な研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。
5. 社会教育委員同士で、積極的に情報交換をしましょう。
6. 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。
7. 行政担当者との意思疎通を図りましょう。

資料編

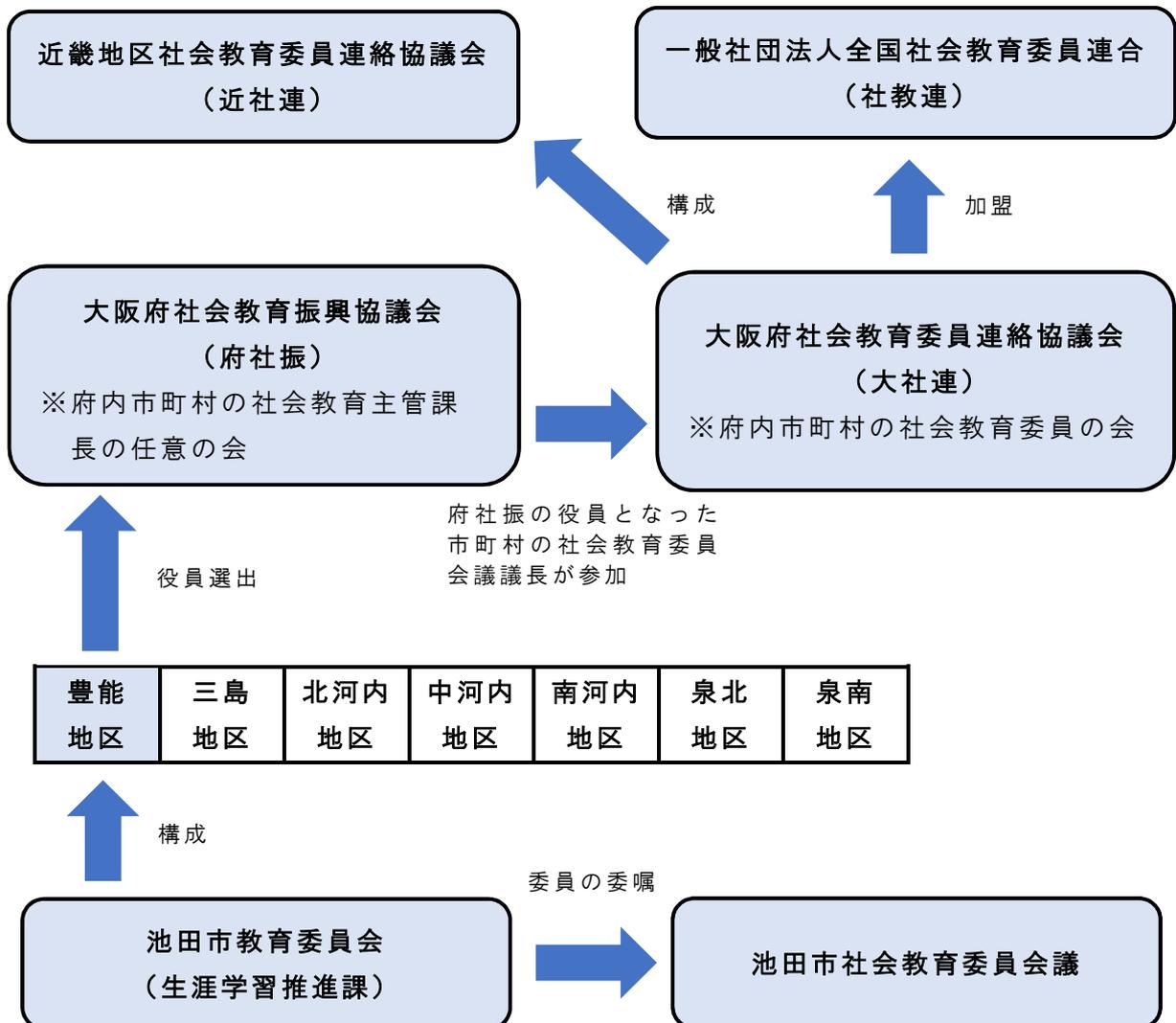
◎ 池田市の社会教育施設

施設名	所在地	開館時間	休館日
中央公民館	菅原町 1-1	9時～21時 ※日曜・祝日は 17時まで	第1火曜日、年末年始
図書館	呉服町 1-1 サンシティ池田 3階	10時～20時 ※日曜・祝日は 18時まで	第3水曜日、年末年始、 蔵書点検期間
石橋図書館	石橋 1-23-6 ツナガリエ石橋内	10時～20時 ※日曜・祝日は 18時まで	第1水曜日、年末年始、 蔵書点検期間
歴史民俗資料館	五月丘 1-10-12	9時～17時	月・火曜日（ただし、祝 日の場合は開館）、年末 年始、展示準備期間
水月児童文化センター	鉢塚 3-6-1	9時～17時	月・火曜・祝日、年末 年始
五月山児童文化センター	綾羽 2-5-9	9時～17時	月・火曜・祝日、年末 年始
児童館	古江町 421番地	9時～17時	日曜・祝日、年末年始
総合スポーツセンター	荘園 2-7-30	9時～21時 ※日曜・祝日は 18時30分まで	第2火曜日、年末年始
くれは音楽堂	姫室町 10-1	9時30分～21時 30分	年末年始
青少年野外活動センター	兵庫県川辺郡猪名川 町杉生字大野 9の7 外	H22より休止中	

◎ 池田市社会教育委員会議の開催状況（平成 22 年度以降）

年度	月日	主な案件
H22	12/16	・池田市の社会教育の現状について ・社会教育の今日的課題について
	3/24	・平成 23 年度生涯学習関係予算等について ・本市生涯学習の現状と課題について（意見交換）
H23	1/12	・池田市教育振興計画（素案）について ・池田市生涯学習推進計画について
	3/23	・池田市教育振興計画（素案）について ・池田市生涯学習推進計画（素案）について ・中央公民館の建て替えについて
H24	7/12	・池田市生涯学習推進計画（素案）について ・池田市社会教育関係の主な事業予定、補助金について
	2/28	・池田市生涯学習推進計画（素案）について ・池田市中央公民館の建て替えについて
H25	11/1	・平成 24 年度池田市教育委員会の活動の点検及び評価に関する報告について ・社会教育施設の指定管理者の選定状況について ・中央公民館の建て替えについて
H26	8/6	・平成 26 年度 社会教育関係事業について
	11/6	・これからの社会教育関係事業計画について ・池田市立山の家について考える
H27	2/24	・平成 27 年度 社会教育関係事業について ・親学習事業の報告について ・スポーツ推進基本条例（案）について
H28	1/19	・平成 28 年度 社会教育関係事業について ・池田市の社会教育関係団体について ・周辺自治体における社会教育関係団体の取り扱い事例について（登録制度の事例など）
H29	5/12	・平成 29 年度 社会教育関係事業について
	2/28	・平成 29 年度 社会教育関係事業の報告 ・平成 29 年度 大阪府社会教育研究会議の報告
H30	6/21	・平成 30 年度 社会教育関係事業について
	12/27	・社会教育関係事業に係る主な動向報告（図書館の駅前移転など） ・今後の社会教育委員会議のあり方について
R2	2/17	・池田市の社会教育の現状と課題について
R3	2/24	・池田市における社会教育行政の現状と課題 ・社会教育関係団体への支援のあり方について

◎ 池田市社会教育委員に関する組織



関連法規

○教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を

受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであ

て、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

○社会教育法（昭和 24 年 6 月 10 日法律第 207 号）

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育

及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第四条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する

事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。

二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。

三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（教育委員会と地方公共団体の長との関係）

第七条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適当とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員

会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

（図書館及び博物館）

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第二章 社会教育主事等

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能

の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

（国及び地方公共団体との関係）

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする

る場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（報告）

第十四条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
 - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

（公民館の基準）

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

（公民館の設置）

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

（公民館の職員）

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会（特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館（第三十条第一項及び第四十

条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第三十三条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金を設けることができる。

(特別会計)

第三十四条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第三十五条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条 削除

第三十七条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求め

ることができる。

第三十八条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。

二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。

三 補助金交付の条件に違反したとき。

四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第三十九条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に関し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第四十条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第四十一条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第四十二条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第六章 学校施設の利用

(適用範囲)

第四十三条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第四十四条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長若しくは理事長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

（学校施設利用の許可）

第四十五条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第四十六条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第四十七条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

（社会教育の講座）

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。

3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。

4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

（適用範囲）

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところに

よる。

(通信教育の定義)

第五十条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

- 2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。

(通信教育の認定)

第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

- 2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。

- 3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第五十二条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第五十三条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第五十四条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第五十五条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

(報告及び措置)

第五十六条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第五十七条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

- 2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

○池田市社会教育委員条例（昭和35年3月29日条例第10号）

（定数）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、池田市社会教育委員（以下「委員」という。）をおきその定数は10名以内とする。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱するものとする。

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 公職又は団体代表として委嘱された委員の任期は、前各項の規定にかかわらずその地位を退いたときをもつて終る。

（報酬及び費用弁償）

第4条 委員には報酬及びその職務を行なうために必要な費用を弁償する。

2 前項の報酬は出席日数に応じて支給する。

3 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、池田市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償条例（昭和39年池田市条例第26号）の規定を適用する。

（委任）

第5条 この条例に定めるものの外、必要な事項は池田市教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

<文献>

- ・改訂版「社会教育委員のためのQ&A～関係法規から読み解く～」一般社団法人全国社会教育委員連合、平成26年8月
- ・二訂「生涯学習概論ハンドブック」国立教育政策研究所社会教育実践研究センター、平成30年3月

<他自治体の手引き等>

- ・「社会教育委員の手引き～行動する社会教育委員を目指して～」第31期新潟県社会教育委員の会議、平成24年9月
- ・「自ら考え、行動する社会教育委員を目指して」長崎県社会教育委員連絡協議会・長崎県教育委員会、平成26年4月
- ・「あきしまの社会教育委員ガイド」昭島市社会教育委員会議、平成26年7月
- ・「もっと知ろう！社会教育委員～社会教育委員のより主体的な活躍のための提言～」
岐阜県社会教育委員の会、平成28年8月
- ・「社会教育委員の手引き〔基礎編〕」鳥取県社会教育委員連絡協議会・鳥取県教育委員会、平成30年3月
- ・「社会教育委員の手引き〔実践編〕」鳥取県社会教育委員連絡協議会・鳥取県教育委員会、平成31年3月
- ・「社会教育委員活動のためのハンドブック」神奈川県社会教育委員連絡協議会、令和4年5月
- ・「社会教育委員の手引き～人づくり・地域づくりを目指して～」山梨県教育委員会、令和4年4月
- ・「那珂川市社会教育委員の手引き」那珂川市教育委員会、令和4年6月